

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
5月8日
(金曜日)

目次

○公告

令和2年度狩猟免許試験の実施(自然保護課)……………

令和2年度登録販売者試験の実施(薬務課)……………

林業種苗生産事業者の登録(森林整備課)……………



(一一〇) 令和2年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)以下「法」という。)第四十一条の規定により、令和2年度狩猟免許試験を次のとおり実施します。

令和2年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時及び場所

日	時	場 所
令和二、七、七	午前九時	山口市吉敷下東三丁目一番一号
〃	〃	山口県総合保健会館
〃	〃	美祢市民会館
〃	〃	岩国市地方卸売市場
〃	〃	山口県立農業大学校
〃	〃	下松市地域交流センター

〃 九、六 〃 下関市菊川ふれあい会館

二 受験資格

山口県内に住所を有する者であること。ただし、法第四十条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

三 狩猟免許申請書等の提出期限

試験の場所 提出期限

山口市吉敷下東三丁目一番一号	令和二、六、三〇 午後五時
山口県総合保健会館	〃
美祢市民会館	〃 七、一〇 〃
岩国市地方卸売市場	〃 〃 〃
山口県立農業大学校	〃 〃 〃
下松市地域交流センター	〃 〃 八、一四 〃
下関市菊川ふれあい会館	〃 〃 〃 二八 〃

郵送の場合は、受けようとする試験の場所の提出期限までの消印のあるものは、有効とする。

四 狩猟免許申請書等の提出先

住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所

五 提出書類

- (一) 狩猟免許申請書
- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (四) 写真(縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)
- 六 狩猟免許申請手数料
- 法第四十九条各号に掲げる者にあつては三千九百円、その他の者にあつては五千二百円に相当する山口県収入証紙を狩猟免許申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 七 合格者の発表等

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部自然保護課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

八 旨を知事に申し出ること。
その他

この試験についての問合せは、最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部自然保護課（電話〇八三一九三三三〇五〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一) 令和二年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

令和二年五月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時

令和二年十一月十七日（火曜日）午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

山口市神田町一番八〇号

パルトピアやまぐち

山口市大手町九番六号

山口県社会福祉会館

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

三 受験願書の受付期間

令和二年八月三日（月曜日）から同月十八日（火曜日）まで（郵送の場合は、八月十八日までの消印のあるものは、有効とする。）

四 受験願書の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）山口県健康福祉部業務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの）

(三) 電算入力票

(四) 百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）

六 受験手数料

一万四千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和二年十二月二十五日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部業務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部業務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書し、百二十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部業務課（電話〇八三一九三三三〇二〇）にすること。

(一) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

令和二年五月八日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

二二〇八 古賀 雅之 下関市豊浦町大字川棚七二 幼苗の育成及び幼苗 事業所の名称はない。長門市日置下六七六の三五

令和二年五月八日印刷
令和二年五月八日発行

発行人 山口県知事